

亀山市告示第61号

次のとおり公印を廃止したので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	廃止の日	個数
廃止	関消防署印		消防署一般文書用	平成27年3月31日	1
廃止	亀山市北東分署建設準備室長印		北東分署建設準備室長名による文書用	平成27年3月31日	1
廃止	亀山市消防長印		消防長名による辞令、一般文書用	平成27年3月31日	1
廃止	関消防署長印		消防署長名による一般文書用	平成27年3月31日	1